

## 手続き参加締切日 以降の予定

3月28日：当機構の手続き参加締切期限（書類提出期限）

3月29日以降：当機構が提出書類（授權契約書や届出債権の内容等）を精査し、債権届出の準備とする期間

4月28日：当機構から裁判所への債権届出期限

7月28日：順天堂大学の裁判所への認否の届出期限

~現時点でこれ以降の手続きの日程は未定ですが、次のような進捗が予定されています~

○順天堂大学から認否がない届出債権は、届出額で確定します。

○順天堂大学から認否があり、当機構が認否を争わなければ、順天堂大学からの認否に従い、債権の有無及び額が確定します。

○順天堂大学から認否があり、認否に不服があり当機構が認否を争えば、裁判所が債権額を決定します。

○その後、当機構が順天堂大学から確定した債権全額の支払いを受け、授權した消費者に分配します。